

## 第1回 浜北北部中学校運営協議会

令和6年6月4日(火)  
浜北北部中学校 特活室  
13時30分～15時30分  
全体司会：教頭

1. 会長挨拶
2. 校長挨拶
3. 新規委員任命書の交付
4. 自己紹介

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 委 員 | 山本 忠雄 | 会長      |
| 委 員 | 池谷 真也 | 副会長     |
| 委 員 | 和田 安彦 |         |
| 委 員 | 矢野 陵子 |         |
| 委 員 | 室内恵理香 | 学校支援 CD |
| 委 員 | 鈴木 貴子 |         |
| 委 員 | 加藤 悦子 |         |
| 委 員 | 小西 雅子 | PTA 副会長 |

### <学校>

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| 校長        | 中野 有哉 |         |
| 教頭        | 松島 歩  |         |
| CS 担当教職員  | 石島 正巳 |         |
| 生徒指導主事    | 柳瀬 翔太 |         |
| CS ディレクター | 岡本 奈緒 | 学校支援 CD |

5. 浜松市学校運営協議会規則確認
6. 議長の選出
7. 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認
8. 熟議

(1) 学校運営の基本方針について

(2) いじめ防止等のための基本的な方針について

(3) 昨年度の報告、R6年目標設定

(4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

9. 連絡

学校運営協議会開催計画

第2回 令和6年 9月13日(金) 13:30～ 浜北北部中 2F 特別活動室  
第3回 令和6年 12月10日(火) 13:30～ 浜北北部中 2F 特別活動室  
第4回 令和7年 2月 7日(金) 13:30～ 浜北北部中 2F 特別活動室

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 令和5年度 第4回 学校運営協議会 会議録（要点記録）

1. 開催日時 令和6年2月9日（金） 13時30分から15時30分まで
2. 開催場所 浜松市立浜北北部中学校 特別活動室
3. 出席委員 山本忠雄 矢野陵子 鈴木貴子 室内恵理香（学校支援CD）
4. 欠席委員 池谷真也 和田安彦
5. オブザーバー 細川恭由（中瀬協働センター）
6. 学校支援CD（委員外） 岡本奈緒（兼CSディレクター）
7. 学 校 影山ちか（校長） 石島正巳（CS担当教諭） 服部将剛（主幹教諭）  
青木雅俊（生徒指導主事）
8. 教育委員会 堀田洋一（教育総務課）
9. 傍聴者 なし
10. 会議録作成者 CSディレクター 岡本奈緒
11. 議長の選出

司会より議長を会長にお願いしたい旨を伝え、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

### 12. 協議事項

- (1) 学校関係者評価について
- (2) いじめ防止等のための基本的な方針について
- (3) 来年度の学校運営の基本方針について
- (4) 学校運営協議会の自己評価について

### 13. 会議記録

司会より、委員総数6名のうち4名の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

#### (1) 学校関係者評価について

主幹教諭より別途資料に基づき概要説明があり委員からは以下の発言があった。

山本会長：挨拶において難しい点があることは承知しているが、街頭指導の大切さがデータにも出ている。黙動清掃も大切だ。PTA、青少年健全育成会、本協議会の3本柱で挨拶運動や学校環境の支援をしていけたらと思う。課題として、挨拶、授業理解、家庭学習の3つがあるが、昨年の卒業式では見事な感動を見せてくれた。本校生徒さんには頑張る力はある。評価や励まし、頑張らせることが大人としての手立てではないか。自由記述欄では、記名式にしたことである意味安心した部分がある。●が多いことが気になるが、こうするべきだというご意見が多いのだろう。○が少ない事に関しては、地域においては大人としてもいろいろな立場があるが、子どもの見方や励ましを頑張ってみつけていけば○が増えていくだろう。

矢野委員：このアンケート結果は全家庭に出しているのか。

服部：結果の一部とまとめたものをホームページに載せている。

校長：アンケートとなるとどうしても要望が多く出てしまうが、その中でも○を書いて下さる方がいることはとても嬉しく思う。

服部：意見の数は昨年よりも増えた。

校長：記名式のため三者面談で担任から回答し、内容によっては謝罪をした。

矢野委員：難しいところだが、色合いとしては●の視点の方が保護者も強くなってきているのだろう。

校長：〇は思っていてくれる方も多いと思うが、あえて書くとなるとなかなか難しい。むしろ聞いて欲しい要望については、書かないと伝わらないというところだろう。

矢野委員：ブログは個人写真のためのものではなく、学校の雰囲気や地域に伝えるためのものであり、写真がぼやけているという●の意見はなかなか残念なところがある。

校長：難しい世の中で、世界に発信されてしまうリスクもあるため、全体の様子が伝わるよう意識して撮っている。敢えてぼやかす時もある。

矢野委員：年度初めに行うブログ掲載可否のお知らせの時に、あまりはっきりした画像にはならないよう配慮しています、という一文を入れても良いのではないかと。

服部：楽しみにしている方もいることは承知しているが、学校側としては顔や個人が特定されないようにしなければならない。

校長：●も記名式なので、三者面談の際に丁寧に説明し、思いは受け止めたができないこともある、という話できた。そこが大切だと思う。

鈴木委員：以前、朝読書があったが今はタイピングになっている。アンケートでも同じ事を繰り返している、読書の機会が減ったという反省もある。多読賞も無くなってしまい寂しく思う。

服部：授業の中でタブレットを使用する機会が増え、タイピングができないとなかなか難しい状況になるため始めた。学年によっては読書をしているところもある。これからは子供たちに選択肢をえられる時間帯にしても良いのではないかと教員の中でも意見が出ているところだ。

校長：今年から図書支援員が代わったことも要因ではないかと思う。本の紹介もたくさんしてくださる方なので、お伝えして良いものは引き継いでいきたい。

## (2) いじめ防止等のための基本的な方針について

生徒指導主事より今年度のいじめに関する報告があり、委員からは以下の発言があった。

矢野委員：解消されていない残りの6件は11月に発覚したものなのか。

青木：1件は6月に起こったものだが、解消されない理由は「何もないが不安がある」ということで継続的に様子を見ていく意味も込めて解消にはしていない。

矢野委員：本人はいじめと感じるが、蓋を開けてみたらちょっと消しゴムを貸してもらえなかったというような話だったりする。それをされた側はいじめだということでアンケートに書いてくるのか。

青木：浜松のいじめアンケートは項目が様々で、叩かれた、悪口を言われた等、いじめに関する行為と、その後に相談できたか、解決できたか、という内容もありコンピューターの方で選別されてアラートが立つ。それによって教員は生徒に聞き取りをする。最初は200件程のアラートが立ったが、それぞれ担当が聞き取りをすると、ただのじゃれ合いでいじめではなかったということが多かった。だが、あがったことによって教員と子供たちの話し合いの場ができる。そこでいじめなのか、いじめではないのか、子供の中ではそうでなくても大人から見るとそれはいじめだということもある。教員側も単独ではなく複数で総合的に判断して認知している。

矢野委員：アラートが立った件数ではなく、先生たちが子供と話し合っていじめと認知したものが今年度の32件ということですね。

校長：子供たちがいじめと感じていなくても、大人のこちら側が聞いて話す機会があることが重要。

青木：話をすることでいじめが減るというデータもある。

## (3) 来年度の学校運営の基本方針について

校長より別紙資料に基づき学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

山本会長：来年から制服が変わるということで何か期待されることなどあるか。

校長：いろいろな意見がある中で、時代の流れと多様性、経済的、衛生面の３点で検討してきた。社会に出た時に正しい服装で正しい行動ができるように、そして学校生活の中でのトータルが制服だということ。自分でＴＰＯに合わせて正しい服装を選んで欲しいと思っている。今年度から衣替えの時期の指定をしなかった。今でも半袖で来る子もいるが、それはどうなのかというところも含めて教えていかなければならない。先生や親に言われるのではなく、自分で判断して行ってほしいという思いがある。

鈴木委員：校則も変わり自由化してからどうか。それによって子供たちはどう変わったのか。

校長：導入当初は髪を結ばずに来る子もいたが、だんだん支度が面倒になったのか導入前と変わらなくなってきた。三つ編み、ポニーテール、ツープロックは増えた。原則は授業の時に支障にならないようにと伝えている。靴も靴下も派手な子はいない。生活委員長に聞いてもそれほど混乱はない。浜松市も全体的に自由化になりつつある。

石島：授業をしていても違和感はない。前髪が気になる時は目にかからないようにと指導している。

校長：体育は種目によってお団子スタイルはダメ。それも自分で考えるようになってもらいたい。

矢野委員：学生服は大き過ぎるくらいでスタートして、卒業の時にちょうどいいサイズになっているというのが風物詩のようなものだが、ブレザーは大きいサイズを着るのはみっともないと、お店の人に言われ、途中で買い替えを覚悟したという新一年生の保護者の話を聞いた。

校長：今年ＰＴＡで制服のリサイクルがあった。買う方も多く見られ来年も是非続けて欲しい。

室内委員：通勤時間に毎朝同じ子とすれ違う。こちらが挨拶をしても最初は頭を下げるだけだったが、だんだん挨拶を返してくれるようになった。社会人でもそうだが、コミュニケーションが取れないと何も始まらない。積み重ねだなあと思った。委員として学校の外からこういったことをやっていきたい。

鈴木委員：挨拶運動は負担のない程度に定期的にやれると良い。やればやるほど子供たちの声も出てくると思う。積み重ねだと思う。是非参加したい。

校長：去年も挨拶運動の期間外に道路に立ってくださっている方がいた。できる方が無理のない範囲でやっていただけたらありがたいと思う。

矢野委員：そういった大人の姿勢が大事だろう。地域にも働きかけられるといい。ボランティアに来てもらうのは難しいだろうが「中学生を見かけたら是非声をかけてください」と大人側の姿勢も見せられたらいいだろう。

鈴木委員：安易に他人に声をかけられない世の中になりつつある。挨拶運動のタスキが必要だろう。

校長：勉強が苦手でも人に可愛がられるようになることが大切。人として関われる人になってもらえたらと願う。

出席委員全員が賛同し、令和６年度の学校運営基本方針は承認された。

#### (4) 学校運営協議会の自己評価について

本協議会の主な意見は以下の通りである。

##### <評価項目１> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

○いじめ防止基本方針について知ることができ、大変良かった。

○校長及び各担当の先生より、目指す姿や取り組みの説明を十分に聞かせていただくことができた。

その上で、疑問点や思いを委員それぞれが伝え合い、話し合うことができた。

- 限られた時間の中ではあるが、基本方針の方向性や目指すべき学校環境を確認することができた。  
ただ、コロナ禍を経験してきた子供たちは、昔よりも成長過程において体や心に個人差が広がっているように感じられるため、全員が目指す生徒像に近づけるよう、努力して欲しいと感じる。

＜評価項目２＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 学校支援活動の実際はまだ多くはないが、活動を絞って着実にいくつかの実践がなされている。様子についても細かな報告をいただき良かった。引き続き行っていけたらと思う。
- ＩＣＴ活用状況の一端を参観することができた。また、実際に我々委員がタブレットを操作しながら熟議が行われた事は、大変有意義であった。
- コロナ禍の影響もあるが挨拶の評価値が年々低くなっている。挨拶や生活習慣に関しては、日々の積み重ねが大切。学校や家庭で継続して対応する必要性を感じる。協議会として挨拶ボランティアなど、何かできることはないか協議したい。
- ボランティアは学校支援活動という意味では大変重要な役割だと思うが、誰でもいいという訳ではない。子ども達が地域活動に積極的に入り込むことにより、学校の様子をアピールすると関心を持つ必（きっとそうなること・間違いなく）が増えるのではないかと。

司会より、来年度の第１回学校運営協議会は６月頃を予定している旨を伝え、会を閉じた。

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（ 浜北北部中学校 ） 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・学校支援活動について地域・保護者などへ呼び掛けを行い、少しでも学校と地域の繋がりに関わることをできるよう努めたい。
- ・学校関係者評価において、必要とされる項目について前向きに取り組み、充実した協議会となるよう熟議したい。
- ・コロナ禍への対応が変わってくることが予想されるため、可能であれば行事など学校へ足を運ぶ回数を増やすことができるとよい。
- ・コロナ禍が長期化しているため、子供たちの支援活動、連携を引き続き課題とする。
- ・子供たちの支援活動のため、学校・地域の連携に努める。協議会に出席してもらえる先生方との意見交流も大切にしていける。委員としてできることを探していく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長より丁寧な説明を受け、方針の意義について理解し、委員とも共有できたと思う。
- 日々の様子や行事などの話を聞きながら、時には授業参観をし、肌で子供たちの様子を感じることができ、それを通じて意見を出し合いながら協議を重ねた。これが少しでも学校運営の基本方針に活かされたらと思う。
- いじめ防止基本方針について知ることができ、大変良かった。
- 校長及び各担当の先生より、目指す姿や取り組みの説明を十分に聞かせていただくことができた。その上で、疑問点や思いを委員それぞれが伝え合い、話し合うことができた。
- 学校教育活動の内容は非常に広範囲なため、限られた時間内でポイントを絞って話し合わない、なかなか本当の意味での熟議には至らないような気がする。
- 自分自身が1年目だったため、あまり的を得た発信ができず力不足であった。
- 限られた時間の中ではあるが、基本方針の方向性や目指すべき学校環境を確認することができた。ただ、コロナ禍を経験してきた子供たちは、昔よりも成長過程において体や心に個人差が広がっているように感じられるため、全員が目指す生徒像に近づけるよう、努力して欲しいと感じる。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 学校支援活動の実際はまだ多くはないが、活動を絞って着実にいくつかの実践がなされている。様子についても細かな報告をいただき良かった。引き続き行っていけたらと思う。
- ICT活用状況の一端を参観することができた。また、実際に我々委員がタブレットを操作しながら熟議が行われた事は、大変有意義であった。
- 協議会前に授業中の様子や、合唱コンクールに向けた活動を拝見することができ、先生方や子供たちの様子を確認することができた。
- コロナ禍の影響もあるが挨拶の評価値が年々低くなっている。挨拶や生活習慣に関しては、日々の積み重ねが大切。学校や家庭で継続して対応する必要性を感じる。協議会として挨拶ボランティアなど、何かできることはないか協議したい。
- 学校支援活動が地域の方への一部にしか浸透されていない気がする。
- 学校支援ボランティアの有効性について思いを共有することができた。但し、ボランティアの人集めについては、一部の方の人脈に頼るところが多い。募ったり交流するところに委員として協力できることはないだろうか。
- ボランティアは学校支援活動という意味では大変重要な役割だと思うが、誰でもいいという訳ではない。子ども達が地域活動に積極的に入り込むことにより、学校の様子をアピールすると関心を持つ必（きっとそうなること・間違いなく）が増えるのではないかな。

### <評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 地域への働きかけや「コミュニティ・スクールたより」を発行し、それを地域に発信できたことはとても有効であると思う。CDが大変よくやってくれていることに感謝している。
- CDとしてボランティアの人員確保中、合わせて活動の発信もできたと思う。
- 今年度は取り組みやすいものに丁寧に取り組んだという印象。自分自身も2年目となり役割が少し分かってきたように思う。来年度は、丁寧な取り組みを続けながら、また少し広げていけることを探していきたい。
- 協議会として独自の情報発信は成されていないが、「学校たより」等で様々な発信をいただいているので、その辺の兼ね合いがポイントだと思う。
- まだ2年目なので、情報交換をしながらどのような場面で支援をしていくべきか、無理なく実施できることを前向きに検討していきたい
- 盛りだくさんな協議内容のうち、地域が受け取りやすいものを選択してのしやすさ作りだが、詳細を知りたい地域の人もあるかもしれない。細かな会議録がHP上にあることをお便りの隅に載せても良いのではないかな。
- 制服・校服・部活動のあり方が大きく変わってきている。それに伴う学校運営、生徒や保護者の変化を注視しつつ、よい変化にしていけるよう協力していきたい。

### <評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・「周知を図る」ことから「呼びかけ」へと展開してきているので、今後「多様な実践」へのつながりに期待したい。
- ・市教委の「一緒つくろう！CS！」12号に本校の取り組みが紹介されたが、さらに1つでも2つでも輪が広がるようにするためにはどうしたらよいのか、具体的な方策について熟議していきたい。第2期の協議会への引き継ぎや方向性を明確にしたい。
- ・来年度は私自身2年目となるため、自分にできることは何かを常に考えながら学校の支援活動に協力していきたい。
- ・学校関係者評価にて、評価値の低い項目について運営協議会として先生方と一緒に改善策などを見つけ、より良い学校運営を目指したい
- ・行事や授業参観などを通して、子供たちの現状を確認しながら、基本方針や取り組みの方向性に問題がないか確認できればと思う。生徒や保護者の評価もあるが、教職員を含めた学校環境向上の構築に少しでも力になればと思う。

(様式1)

令和6年6月7日

浜松市立浜北北部中学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 馬塚 孝雅 様

浜松市立浜北北部中学校運営協議会  
会 長 山本 忠雄

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年6月4日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 校区の目指す子供の姿「明るいあいさつのできる子・心身共たくましく生きる子」を具現化するために、地域住民の協力を得て様々な活動をしていくべきである。  
⇒PTAや地域住民にアルミ缶回収や資源物の回収への協力を呼びかけてもらい活動への参加者を増やしていく。
- ② 目指す生徒像「相手のために尽くし、自分を成長させる生徒」「学びを楽しみ学び続ける生徒」を具現化するためにこれまで同様に、キャリア教育を推進するべきである。  
⇒様々な職業の方々を招いて、職業講話を実施する。  
⇒地域の企業や店舗の協力を募り、職場体験学習を充実させる。
- ③ 浜北北部中学校は部活動が盛んであり、今後も持続していくために結果を称揚するとともに、地域クラブの活性化を図るべきである。  
⇒部活動の成果を地域に発信する中で称揚していく。  
⇒地域人材を発掘し、部活動や地域クラブに生かせるようにする。

# 第1回 学校運営委員会 授業参観

令和6年6月4日（火）5時間目 13:30～

| クラス | 教科 | 場所        | 担当 |
|-----|----|-----------|----|
| 1-1 | 社会 | 教室        | 長村 |
| 1-2 | 英語 | 教室        | 小田 |
| 1-3 | 数学 | 教室        | 生熊 |
| 1-4 | 保体 | グラウンド(陸上) | 三味 |
| 1-5 | 社会 | 教室        | 崇史 |
| 1-6 | 理科 | 第1理科室     | 村木 |

|        |    |            |     |
|--------|----|------------|-----|
| 2-1    | 保体 | 体育館(バスケ)   | 長谷部 |
| 2-2    | 保体 | グラウンド(ソフト) | 青木  |
| 2-3    | 国語 | 教室         | 内山  |
| 2-4    | 社会 | 教室         | 原田  |
| 2-5, 6 | 理科 | 教室         | 古山  |
| 2-5, 6 | 英語 | 教室         | 川島  |

|     |    |       |    |
|-----|----|-------|----|
| 3-1 | 英語 | 教室    | 美和 |
| 3-2 | 音楽 | 音楽室   | 高木 |
| 3-3 | 英語 | 教室    | 伏見 |
| 3-4 | 数学 | 教室    | 内田 |
| 3-5 | 理科 | 第3理科室 | 駿一 |
| 3-6 | 美術 | 第2美術室 | 桑原 |

|     |    |     |    |
|-----|----|-----|----|
| 9-1 | 技術 | 木工室 | 村松 |
| 9-2 |    |     |    |
| 9-3 |    |     |    |
| 9-4 |    |     |    |
| 9-5 |    |     |    |
| 9-6 |    |     |    |

※ 14:00～運営協議会を特別活動室にて始めます。  
遅れないようご注意ください。